

# 商店街災害復旧等事業費補助金（商店街復旧事業）

## Q & A

申請に当たっては、Q & Aだけではなく、「募集要領」もご確認ください。

### 目 次

I	補助対象者、補助事業実施場所について	1
Q 1	対象となる商店街等組織とはどのような組織ですか	1
Q 2	被害を受けたことの証明として、何を提出する必要がありますか	1
Q 3	民間事業者は対象となりますか	1
Q 4	商店街等組織は設立して間もない場合も対象となりますか	1
Q 5	共同店舗やテナントビルは対象となりますか	2
Q 6	温泉街や飲食店街は対象となりますか	2
Q 7	問屋街や市場は対象となりますか	2
Q 8	スタンプ会やまちづくり協議会は対象となりますか	3
Q 9	商工会、商工会議所等は対象となりますか	3
Q 10	商店街の連合体組織は対象となりますか	3
Q 11	商店街等組織内の青年部や女性部といった組織は対象となりますか	3
Q 12	複数の商店街等組織が連名で申請することは可能ですか	3
Q 13	中小企業の定義とはどのようなものですか	4
Q 14	経営赤字の商店街等組織でも対象となりますか	4
Q 15	事業実施場所が商店街区域外でも対象となりますか	4
II	補助対象事業、補助対象経費、補助金額等	5
Q 1	補助対象となる事業はどのようなものですか	5
Q 2	補助対象となる経費はどのようなものですか	5
Q 3	補助対象外となる経費にはどのようなものがありますか	5
Q 4	備品・設備については補助対象になりますか	5
Q 5	交付申請時の金額がそのまま交付されるのですか	6
Q 6	建て替えや全部撤去を行う場合の条件はありますか	6

Q 7	半壊または一部損壊であるため改修や一部撤去で復旧できるが、 建て替えや全部撤去した場合、改修や一部撤去に係る経費相当分は 補助金の交付を受けられますか	6
Q 8	建て替えの場合、復旧する施設の規模(面積)に制限はありますか	6
Q 9	旧建築基準法のもと建設された既存不適格物件ですが、これを建 て替えまたは改修する場合、現行の建築基準法の基準に適合するま での復旧は、補助対象経費として認められますか	7
Q 10	消費税等を除外して申請しなければならないのはなぜですか	7
III その他		8
Q 1	補助事業はいつまでに完了すればよいですか	8
Q 2	交付決定日前に事業を開始した場合も対象となりますか	8
Q 3	以前に補助金の交付を受けて整備した施設・設備が被災しました。 これらの施設・設備等を改修・撤去する場合、以前に交付を受けた 補助金の交付要綱に基づき財産処分等の手続きが必要となるのでし ょうか	8
Q 4	施設の改修でも財産処分の制限の対象になりますか	8
Q 5	地方公共団体からの「支援表明書」がないと対象にならないので すか	8